

## 規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十六号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（支給職及び支給額）

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下

「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び次号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあっては、そ

の者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額。）とする。

一 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

二 前項第一号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

（端数計算）

第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表（1）	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	12,500円
教育職給料表（2）	1級	6,800円
	2級	8,100円
	特2級	8,900円

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員を含む。以下同じ。）のうち暫定再任用教育職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）を除いた教育職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）とみなして、改正後の第一条第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の第一条第二項及び第三項の規定を適用する。

第三条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である教育職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第一条及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に改正後の第一条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる教育職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額。その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員（施

行日前に令和三年改正法による改正前の法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）であつた教育職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員（第三号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用教育職員（次号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になつた場合に学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用教育職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用教育職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用教育職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）